

第27回帯広市農業委員会議事録

1 開催日 令和6年8月28日(水)

2 開催時間 午前10時30分開会 午前10時56分閉会

3 開催場所 大正農業者トレーニングセンター

4 出席委員 25名

2番 吉田 宏一	3番 深田 敬吾	4番 濱野 敏夫
5番 兒玉 康英	6番 松金 栄治	7番 梶川 毅
8番 河瀬 勉	9番 荒川 満雄	10番 大塚 敏幸
11番 山口 善則	12番 室崎 公一	13番 山崎 博之
14番 落合 憲和	15番 窪田 さと子	16番 辻 浩志
17番 尾関 健一	18番 増地 孝昇	19番 岸塚 隆弘
20番 鹿内 淳一	21番 廣瀬 貢弘	22番 石崎 一彦
23番 山本 裕慈	24番 森 有宏	25番 飯田 祐一
26番 吉田 利彦		

5 欠席委員 1名

1番 工藤 美佐

6 議事録署名委員

5番 兒玉 康英

6番 松金 栄治

7 議事内容

- (1) 報告第1号 農業委員会事務について
- (2) 報告第2号 現況証明書発行等に関する専決処分について
- (3) 報告第3号 農地利用状況調査(農地パトロール)の結果について
- (4) 議案第1号 農地等の権利移動許可申請に対する決定について
- (5) 議案第2号 農地等の権利移動許可申請に対する決定について
- (6) 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
- (7) 議案第4号 農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について
- (8) 議案第5号 農用地利用集積計画の案の決定について

8 傍聴人 なし

9 事務局 出席職員

事務局長	橋向 弘泰	農地課長	高間 裕一
農地係長	佐々木 正人	農地係主任	清水 裕貴
農地係主任補	伊藤 智哉		

事務局 議長	ご起立願います。礼。ご着席ください。
議長	ただいまより、第27回帯広市農業委員会を開会いたします。
吉田 会長	(会長より、近況を含め挨拶)
議長	それでは議事に入ります。
	初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。
	会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(委 員)	(なし)
議長	ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。
	次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。
事務局 議長	報告いたします。
	本日の出席委員は、25名です。
	議席番号 1番 工藤委員につきましては、欠席の申出を受けております。
	委員の出席数が定足数に達しておりますことから、本日の総会が成立していることをご報告いたします。
	本日の議事は、開催次第 3.次第 にあるとおり、報告が3件、議案が5件です。
	報告は以上です。
議長	次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。
	本日の議事録署名委員には、5番 兒玉委員、6番 松金委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。
	それでは報告案件に入ります。報告第1号につきましては、事前に資料を送付し、内容をご確認頂いておりますので省略いたします。
	では、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」及び報告第3号「農地利用状況調査、農地パトロールの結果について」を一括して報告いたします。
	7月分の調査結果について、窪田調査委員長より報告をお願いします。
窪田調査委員長	25日の調査ですが、2ページ 報告第2号 1 現況証明、附番21の1件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。
	次に、3ページ、報告第3号 農地利用状況調査、農地パトロールについてですが、第5回目の調査を、現況証明の現地調査と併せて実施いたしました。
	以平町 1, 515ヘクタール、泉町 977ヘクタール、合わせて 2, 492ヘクタールの農地を調査しましたところ、遊休農地及び無届転用等の問題のある土地利用は無く、いずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。
	以上で、7月分の報告を終わります。
議長	ありがとうございました。
	次に、8月分の調査結果について、河瀬調査委員長より報告をお願いします。

河瀬調査委員長	8日の調査ですが、2ページ 報告第2号 1 現況証明 附番22の1件について 現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。 次に、3ページ、報告第3号 農地利用状況調査、農地パトロールについてご報告 いたします。第6回目の調査を、現況証明の現地調査と併せて実施いたしました。 基松町 751ヘクタール、上帯広町 718ヘクタール、合わせて 1,469 ヘクタールの農地を調査しました。その結果、遊休農地及び無届転用等の問題のある 土地利用は無く、いずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。 以上で、8月分の報告を終わります。
議長	ありがとうございました。 以上、調査委員長より報告がありましたが、ご質問等ございませんか。
(委 員)	(なし)
議長	特に無いようですので、報告第2号及び第3号はこれで終わります。 以上で、報告案件はすべて終了いたしました。 これより議案の審議に入ります。 議案第1号「農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について」を議題と いたします。 議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(佐々木係長)	農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので、その成立状況に ついて、確認を求めます。 (議案第1号、附番4の1件の合意解約について朗読・説明) 以上附番4の1件につきましては、農地法第18条第1項第2号に該当し、合意解約 が成立しているものと考えます。
議長	それでは審議に入ります。 ただいまの説明に対するご質問、あるいは通知書の内容に基づく合意解約成立状況に ついてご異議ございませんか。
(委 員)	(なし)
議長	ご異議が無いようですので、通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認 いたしました。 次に議案第2号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題と いたします。議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(佐々木係長)	農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。 (議案第2号、附番16から21の売買による所有権移転6件について、 調査票に基づき朗読、説明。) 以上附番16から21の6件につきましては、農地法第3条第2項の各号に規定 されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。

議	長	それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。 附番１６から２１について、濱野委員よりお願いいたします。
濱野委員		附番１６から附番２１の６件について一括して意見を申し上げます。受人はそれぞれ地域で営農を行っている認定農業者であります。申請農地は昔は河川でしたが、現在は農地として隣接農地と一体で利用されていること、また営農状況についても周辺農地の利用に支障が出ていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないものと考えます。意見は以上です。
議	長	ありがとうございました。 それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。
(委員)		(なし)
議	長	ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。 次に議案第３号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(伊藤主任補)		農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画の変更の申し出について、意見を求めます。 (議案第３号、「１．農用地利用計画」附番１の農業用施設用地への用途変更１件、「２．農地転用計画」附番１の農産物加工施設の建設のための転用１件について、調査書に基づき朗読・説明)
議	長	それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。 「１．農用地利用計画」附番１および「２．農地転用計画」附番１について、兒玉委員よりお願いいたします。
兒玉委員		それでは意見申し上げます。附番１です。事務局の説明のとおり、周辺農地や周辺環境に影響はないと思われるので、農業振興地域整備計画の変更はやむを得ないものと考えます。以上です。
議	長	ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは当該計画の変更についてご異議ございませんか。
(委員)		(なし)
議	長	ご異議が無いようですので、本件は当該計画の変更について異議の無い旨、帯広市長へ回答することといたします。 次に、議案第４号「農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明させます。

事務局(伊藤主任補)	農地法第5条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。 (議案第4号、附番3の農産物加工施設の建設1件について、調査書に基づき朗読・説明)
議 長	なお、転用許可基準につきましては、いずれも農地法第5条の各要件に合致していることを確認しております。 それでは、地区担当委員の意見を伺います。 附番3について、兒玉委員よりお願いいたします。
兒 玉 委 員	それでは意見申し上げます。議案第3号、附番1で申し上げたとおり、申請地を転用することはやむを得ないものと考えます。以上です。
議 長	ありがとうございました。それでは審議に入ります。 ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することと決定し、本件につきましては、北海道農業会議に意見聴取し、許可相当の回答を受けたのち会長専決により許可書を交付することについてご異議ございませんか。
(委 員)	(なし)
議 長	ご異議が無いようですので、本件につきましては、申請どおり許可することと決定し、北海道農業会議へ意見聴取し、許可相当の回答を受けたのち、会長専決により許可することとします。
事務局(佐々木係長)	次に、議案第5号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明させます。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、次の農用地利用集積計画の案について決定を求めます。
事務局(清水主任)	(議案第5号、1. 一般分 (1)賃借権等の設定 附番23から26の4件について調査書に基づき朗読・説明) (同、2. 公益財団法人北海道農業公社分(1)所有権移転(買入)の附番1から3の3件について、調査書に基づき朗読・説明) 以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。
議 長	それでは審議に入ります。 事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。
(委 員)	(なし)
議 長	ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。 以上で、議案の審議は全て終了いたしました。 予定されていた案件は以上となりますが、他に、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。

(委 員)	(なし)
議 長	特に無いようですので、以上で終了いたします。
	次に、事務局より連絡事項を説明させます。
事務局(佐々木係長)	(事務局から連絡事項の説明)
議 長	ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。
(委 員)	(なし)
議 長	以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
事 務 局 長	ご起立願います。お疲れさまでした。